

東京外国語大学国際日本学部に開設する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等に関する規程

〔平成 31 年 3 月 19 日〕
規 則 第 5 4 号

改正 令和 3 年 1 月 13 日国際日本学部規則第 2 号
令和 4 年 2 月 9 日国際日本学部規則第 6 号
令和 5 年 1 月 11 日国際日本学部規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則（昭和 52 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。）第 2 9 条及び第 4 4 条第 2 項に基づき、東京外国語大学国際日本学部に開設する授業科目及び単位数に関する規程（平成 31 年規則第 53 号）に規定する授業科目の履修方法、卒業所要単位数等について必要な事項を定めるものとする。

(卒業所要単位数)

第 2 条 学則第 4 4 条第 1 項に定める卒業所要単位数 1 2 5 単位は、次に掲げる授業科目の区分により修得しなければならない。

- (1) 基礎科目 1 単位
- (2) 教養科目 1 5 単位以上
- (3) 言語科目 3 0 単位以上
- (4) 協働実践科目 8 単位以上
- (5) 導入科目 1 0 単位
- (6) 概論科目 1 2 単位以上
- (7) 専門科目 3 2 単位以上
- (8) 卒業研究 8 単位
- (9) 関連科目 0 単位以上

2 単位の計算方法は、学則第 3 0 条に定めるところによる。

(履修方法等)

第 3 条 前条各号に定める区分の授業科目の履修年次及び最低修得単位数は、別表 1 のとおりとする。

(言語科目の履修制限)

第 4 条 言語科目の基礎日本語科目、G L I P 英語科目、教養外国語科目及び諸地域言語科目は、原則として次の場合、履修することはできない。

- (1) 各言語の母語話者による教養外国語科目及び諸地域言語科目の履修
- (2) 日本語母語話者による基礎日本語科目の履修
- (3) 英語母語話者による G L I P 英語科目の履修

(専門科目の専門演習の履修)

第 5 条 専門科目の専門演習は、第 3 年次以降に 8 単位を必修するものとする。

(専門科目の卒業研究演習の履修)

第 6 条 卒業研究演習は、第 4 年次に指導教員の指導のもとで 4 単位必修するものとする。

(卒業研究)

第7条 卒業研究は論文執筆等により、第4年次に8単位を必修するものとする。

(関連科目)

第8条 関連科目は、他学部の専修プログラム又は他大学の授業科目で修得した単位をもって充てることができる。

(教職科目)

第9条 教育職員免許状の授与を受ける場合に必要な科目は、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第66条の6に規定する科目の単位を含め、別表2から別表5に掲げるところにより、それぞれ必要単位数を修得するものとする。

(履修登録の制限)

第10条 履修登録は、年間50単位を上限とする。ただし、第3年次編入学生及び教職課程を履修する学生については、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、前年度において30単位以上を修得し、かつ、その成績のGPAが3.0以上の学生については、年間54単位を上限とすることができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、各授業の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日に在学する学生に係る教職に関する科目の内、改正前の別表3に定める「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」を修得した場合は、改正後の別表3に定める事項「総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法」を満たしたものとみなす。

別表1 (第2条関係)

履修年次及び最低修得単位数

	授業科目群	授業科目区分	標準履修年次	最低修得単位数
世 養 プ ロ グ ラ	基礎科目	基礎科目	第1年次春学期・第2年次春学期	1単位
	教養科目	現代教養科目 自然科学系科目 教養日本力科目 スポーツ身体科目	第1年次春学期～第4年次秋学期	15単位以上

ム		世界言語科目 キャリア・協働科目 臨地学修科目		
	言語科目	基礎日本語科目	第1年次春学期～第4年次 秋学期	30単位以上
		専門日本語科目		
		GLIP英語科目		
		教養外国語科目		
諸地域言語科目				
専 修 プ ロ グ ラ ム	協働実践科目	多文化協働科目	第1年次春学期・秋学期	4単位
		社会連携科目	第2年次春学期～第4年次 秋学期	4単位以上
	導入科目	導入科目	第1年次春学期・秋学期	10単位
	概論科目	概論科目	第2年次春学期～第4年次 秋学期	12単位以上
	専門科目	講義・専門演習	[講義] 第3年次春学期～第4年次 秋学期 [専門演習] 第3年次春学期・秋学期	28単位以上 ※1
卒業研究演習		第4年次春学期・秋学期	4単位	
卒業研究		第4年次春学期・秋学期	8単位	
関連科目 ※2			0単位以上	
卒業所要単位			125単位	

※1 専門演習8単位を含むこととする。

※2 他学部の専修プログラム又は他大学の授業科目で修得した単位をもって充てる
ことができる。

別表2（第9条関係）

教科及び教科の指導法に関する科目（国語科）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			最低修得単位数
教科及 び教科	教科に関する専門 的事項	国語学（音声言語及び文章表現に關す るものを含む。）	開設されている 科目から左記の

の指導法に関する科目		国文学（国文学史を含む。）	各区分科目について、それぞれ1単位以上計20単位
		漢文学	
		書道（書写を中心とする。） ※	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	開設される国語科教育法を中学校教諭一種免許状の場合は8単位、高等学校教諭一種免許状の場合は4単位	

※書道は中学校教諭一種のみ必修

別表3（第9条関係）

教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開講授業科目	単位
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育基礎論1	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）	教師論	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	学校教育社会学	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	学習心理学	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	1
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育指導論	2
	総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間指導法	2
	教育の方法及び技術	教育方法・技術論（情報通信技術の活用を含む。）	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		

	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導・キャリア教育論	2
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習（中・高）	5
		教育実習（高）	3
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2

別表 4（第 9 条関係）

大学が独自に設定する科目

大学が独自に設定する科目	授業科目名	単位
	教育基礎論 2	2
	教育社会学 1	2
	人間科学研究 1	2
	国際教育論 2	2
	こころの科学 1	2
	こころの科学 2	2
	道徳教育指導論	2

備考 1 高等学校教諭一種免許状を取得する場合は 1 2 単位、中学校教諭一種免許状を取得する場合は 4 単位を修得すること。

備考 2 教育職員免許法第 5 条第 1 に規定する「大学が独自に設定する科目」の修得単位に次の科目を充てることができる。

- ① 最低修得単位数を超えて修得した「教科に関する専門的事項」の単位
- ② 最低修得単位数を超えて修得した「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の単位（ただし、高等学校教諭一種免許状を取得する学生が履修した場合）
- ③ 最低修得単位数を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち本学における最低修得単位数を超えて修得した単位
- ④ 「大学が独自に設定する科目」のうち、高等学校教諭一種免許状を取得する学生が「道徳教育指導論」を修得した場合

別表 5（第 9 条関係）

教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）第 6 6 条の 6 に規定する科目

教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）第 6 6 条の 6 に規定する科目	授業科目名	単位
	憲法 1 又は憲法 2	2
	スポーツ 1・2、舞踊 1・2、 体力づくり 1・2	2
	情報技法 1 又は情報技法 2	2
	英語 A 1～A 4、専攻言語（英語）Ⅲ－1～Ⅲ－4	2